

午後二時ヨリ急業状態ニ入リ又下水課所属三河筋
引水處分場ニ於テハ午後零時ヨリ急業ノ状態トナリ
タリ

以上情報ニ接スルヤ即時急業四能業ニ對シテ措置ニ就キ各
出張所長ニ對シテ人ヲ派シ若ハ文書ヲ以テ夫々通知ヲ行
シ萬一の場合ニ備フルニ違算ノナカラシメタリ

今十日ニハ芝區道路標出張所ニ於テハ二百五十四名ノ内
二百二十名罷業ノ河筋引水處分場ニ於テハ七十八名ノ内
五十餘名急業セリ而テ前日急業中ヲ聲テ即止タリ
京橋淺草ノ兩區道路標出張所ニ至リテハ別ニ罷業セル
形跡ナク且他一段之松段ノ具狀ヲ認メス

要 求 書

- 一 今后總体ニ就テモセムコト
- 二 特別給付規程ヲ即時制定実施セラレタシ
- 三 経理課ホ送給工傷ノ職首者ヲ即時無條件復職セ
シムコト

四 常備ノ性質ヲ有スル臨時備員ヲ即時常備ニ採用
スルコト

但シ臨時期間中ニ被服並ニ雨具ヲ貸與サレタレ

五 賞與昇給ノ標準率ヲ確立シテ査定ニ依リ復業員

是ニ對シテ代表ヲ参加セシムルコト

六 弊勸禁ヲ支給スルコト

七 俸給人夫別ニ臨時撤去ノ常備者ヲ増員スルコト

八 豫備・整備費ヲ練習中ハ公休ヲ支給スルコト